

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

なし

評価実施機関名

瑞穂市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。</p> <p>①被保険者の資格の管理、資格確認書等の交付 ②国民健康保険税の賦課事務 ③国民健康保険税の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び限度額適用認定証等交付事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「とりまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>【現行】</p> <p>・国民健康保険システム・国民健康保険給付システム・国民健康保険税（料）システム・医療機関管理システム・外字管理システム・口座管理システム・収納消込システム・滞納整理システム・宛名管理システム・中間サーバ・医療保険者等向け中間サーバ・国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）*国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>【標準化】</p> <p>・国民健康保険システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・国民健康保険給付システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・国民健康保険税（料）システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・医療機関管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・外字管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・口座管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・収納管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・滞納整理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）・宛名管理システム（ガバメントクラウド上の標準準拠システム）</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
1.国民健康保険システムファイル 2.国民健康保険給付システム 3.国民健康保険税（料）システムファイル 4.収納消込システムファイル 5.滞納整理システムファイル 6.口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>（国民健康保険に関する事務）</p> <p>・行政手続きにおける特手の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項 別表44の項</p> <p>（オンライン資格確認に係る業務）</p> <p>・番号法第9条第1項（利用の範囲） 別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・第2条の表項番 2.3.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.70.83.87.111.115.116.125.131.137.141.145.158.161.164.165 .166.173.の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・第2条の表項番 69.70.71.160の項</p> <p>(オンライン資格確認に係る業務)</p> <p>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別 符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課 市民部 医療保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 市民部 税務課 058-327-4112 医療保険課 058-327-4159 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	評価実施機関名	岐阜県瑞穂市長	瑞穂市長	事後	
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	<p>・国民健康保険法及び地方税法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>・また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険税を徴収している。</p> <p>・国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担限度額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差止め</p> <p>⑥保険税の賦課・徴収</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。</p> <p>①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付</p> <p>②国民健康保険税の賦課事務</p> <p>③国民健康保険税の徴収及び滞納管理事務</p> <p>④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務</p>	事後	
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	<p>・国民健康保険システム/国民健康保険給付システム/国民健康保険税(料)システム/医療機関管理システム/外字管理システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/宛名管理システム/中間サーバー</p>	<p>・国民健康保険システム/国民健康保険給付システム/国民健康保険税(料)システム/医療機関管理システム/国保都道府県集約システム/外字管理システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/宛名管理システム/中間サーバー</p>	事後	
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>第19条第7号、別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、28の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、44の項、45の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、106の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>項番42、43、44、45</p>	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	医療保険課長 広瀬 照泰	課長	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月19日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月19日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 5. ①部署	市民部 医療保険課	市民部 税務課 市民部 医療保険課	事前	
令和3年3月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	瑞穂市 市民部 医療保険課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4159	瑞穂市 市民部 税務課 058-327-4112 医療保険課 058-327-4159 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地	事前	
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二</p>	事前	
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	I 1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。</p> <p>①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付 ②国民健康保険税の賦課事務 ③国民健康保険税の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務</p>	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。</p> <p>①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付 ②国民健康保険税の賦課事務 ③国民健康保険税の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「とりまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会か</p>	事後	
令和5年1月31日	I 1. ③システムの名称	<p>・国民健康保険システム/国民健康保険給付システム/国民健康保険税(料)システム/医療機関管理システム/国保都道府県集約システム/外字管理システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/宛名管理システム/中間サーバ</p>	<p>・国民健康保険システム・国民健康保険給付システム・国民健康保険税(料)システム・医療機関管理システム・国保都道府県集約システム・外字管理システム・口座管理システム・収納消込システム・滞納整理システム・宛名管理システム・中間サーバ・医療保険者等向け中間サーバ</p>	事後	
令和5年1月31日	I 3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1 第30項</p>	<p>(国民健康保険に関する事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の30の項並びに主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2</p>	事後	
令和5年1月31日	I 4. ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第二の項番 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.93.97.106.109.119.120の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令第25条、第25の2、第26条 ・別表第二の項番42.43.44.45の項</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和5年1月31日	II 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	II 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	I 1. ②事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	<オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)>	事後	
令和6年2月1日	I 1. ③システムの名称	・国民健康保険システム・国民健康保険給付システム・国民健康保険税(料)システム・医療機関管理システム・国保都道府県集約システム・外字管理システム・口座管理システム・収納消込システム・滞納整理システム・宛名管理システム・中間サーバ・医療保険者等向け中間サーバ	・国民健康保険システム・国民健康保険給付システム・国民健康保険税(料)システム・医療機関管理システム・外字管理システム・口座管理システム・収納消込システム・滞納整理システム・宛名管理システム・中間サーバ・医療保険者等向け中間サーバ *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
令和6年2月1日	I 3. 個人番号の利用	(オンライン資格確認の準備業務)	(オンライン資格確認に係る業務)	事後	
令和6年2月1日	I 4. 法令上の根拠	(オンライン資格確認の準備業務)	(オンライン資格確認に係る業務)	事後	
令和6年2月1日	II 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月1日	II 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年12月10日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。 ①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付 ②国民健康保険税の賦課事務 ③国民健康保険税の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「とりまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。 ①被保険者の資格の管理、資格確認書等の交付 ②国民健康保険税の賦課事務 ③国民健康保険税の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び限度額適用認定証等交付事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「とりまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	事後	
令和6年12月10日	I 1. ③システムの名称	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会か ・国民健康保険システム・国民健康保険給付システム・国民健康保険税(料)システム・医療機関管理システム・外字管理システム・口座管理システム・収納消込システム・滞納整理システム・宛名管理システム・中間サーバ・医療保険者等向け中間サーバ ・国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会か【現行】 ・国民健康保険システム・国民健康保険給付システム・国民健康保険税(料)システム・医療機関管理システム・外字管理システム・口座管理システム・収納消込システム・滞納整理システム・宛名管理システム・中間サーバ・医療保険者等向け中間サーバ・国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 【標準化】 ・国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・国民健康保険給付システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・国民健康保険税(料)システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・医療機関管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・外字管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・口座管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・収納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・滞納整理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)・宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 3. 個人番号の利用	(国民健康保険に関する事務) ・行政手続きにおける特手の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の30の項並びに主務省令で定める事務を定める命令第24条 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号利用法第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2	(国民健康保険に関する事務) ・行政手続きにおける特手の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表44の項 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号利用法第9条第1項(利用の範囲) 別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年12月10日	II 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	
令和6年12月10日	II 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	
令和6年12月10日	II 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	
令和8年2月27日	I 3. 個人番号の利用	(国民健康保険に関する事務) ・行政手続きにおける特手の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第44項 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号利用法第9条第1項(利用の範囲) 別表第44項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(国民健康保険に関する事務) ・行政手続きにおける特手の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表44の項 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号利用法第9条第1項(利用の範囲) 別表第44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年2月27日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・第2条の表項番 2.3.6.13.27.42.48.56.65.69.70.83.87.115.125.131.141.158.161.164.165.166.173.の項 (情報照会の根拠) ・第2条の表項番 69.70.71の項 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・第2条の表項番 2.3.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.70.83.87.111.115.116.125.131.137.141.145.158.161.164.165.166.173.の項 (情報照会の根拠) ・第2条の表項番 69.70.71.160の項 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年2月27日	II 1. 対象人数	令和6年12月10日 時点	令和8年2月27日 時点		
令和8年2月27日	II 2. 取扱者数	令和6年12月10日 時点	令和8年2月27日 時点		